

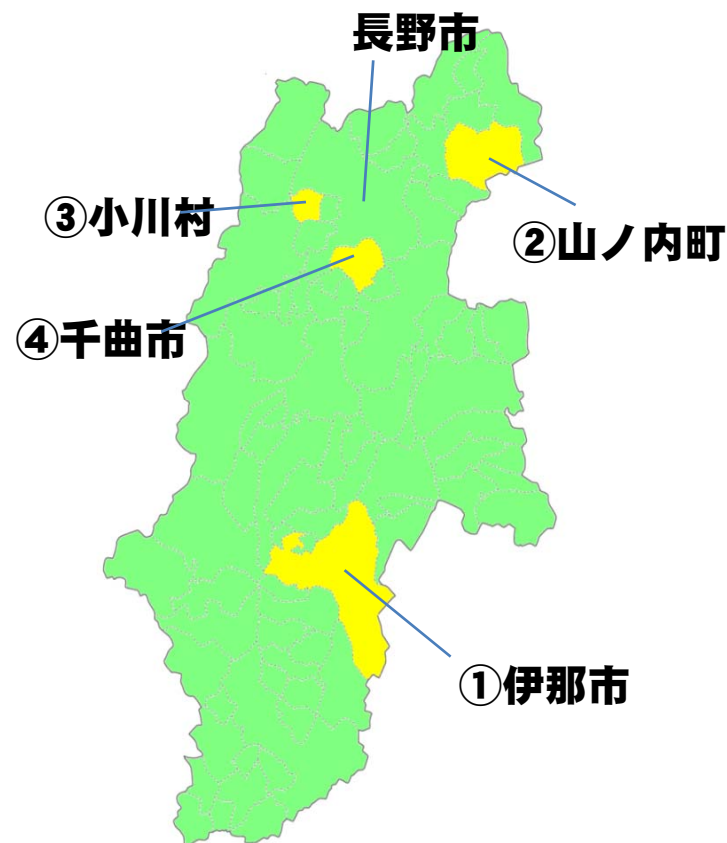
有線放送電話業者に対する ヒアリング結果について

有線放送電話業者に対する事務局ヒアリング(平成20年10月10日)概要

<ヒアリング対象>

全国で約41万の有線放送電話加入者のうち約10万を占める長野県の業者から、事業規模の異なる次の4者に対し、中間論点整理・検討アジェンダ(案)に対する見解を聴取。

	①伊那市有線放送農業協同組合 (長野県情報ネットワーク協会副会長)	②山ノ内町	③小川村	④千曲市
業務内容	①有線放送電話 ②有線ラジオ放送 ③インターネットアクセス提供事業	①有線放送電話 ②有線ラジオ放送	①有線放送電話 ②有線ラジオ放送	①有線放送電話 ②有線ラジオ放送
利用者数	7285人 (08年3月末)	3038人 (08年3月末)	1224人 (08年3月末)	672人 (08年3月末)
業務区域	旧伊那市のほぼ全域 (残りは旧高遠町、旧長谷村)	町内の一部	村内全域	旧上山田町のほぼ全域で千曲市の一部



有線放送電話業者に対するヒアリング概要

<意見の概要>

- 有線放送電話の役割や今後の展開に関する主な意見は、次のとおり。
 - 有線ラジオは、防災等の観点で利用者ニーズはある。しかし、概ね各戸に有線放送電話のほかにNTTの電話があり、携帯電話・CATVも普及している現在では、有線放送電話は歴史的役割を終えたのではないか。
 - 新たに設備投資をして新サービスを提供するよりも、現在の設備が使用できる間は、有線放送電話を維持する方がよい(小規模業者)。
- 電気通信事業法を有線放送電話に適用することについて、主に小規模な有線放送電話業者からは、次のような意見があった。
 - 有線放送電話のネットワークは、基本的に閉域網であることを勘案すべき。
 - 事務が煩雑になったり、経営を圧迫するような過度な費用負担が生じることは困る。職員数も少ないし、新たな設備投資も困難。
 - 零細の有線放送電話業者に対し、電気通信事業法の設備規律を課すのは厳しい。電気通信主任技術者の選任についても同様。
 - 提供条件の説明義務・苦情処理義務等については、積極的な勧誘を想定していない有線放送電話には適用する必要がないのではないか。